

SBIレミットNEOBANK 特約

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)の設置する SBI レミット支店(以下「SBI レミット支店」といいます。)において取引を行う場合は、SBI レミット支店で取り扱う各種サービス取引すべてにおいて、この特約(以下「本特約」といいます。)の下記条項に従うことに同意するものとします。

第1条(本特約の適用範囲)

1. 本特約は、お客さまが SBI レミット支店において行うすべてのお取引について、銀行取引規定その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則など全て当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイト (<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>) への掲示により告知します。
2. 当社とお客さまの間では、お客さまが SBI レミット支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各取引規定も、SBI レミット支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第2条(ご利用いただけるかた)

1. 銀行取引規定第1条の定めにかかわらず、SBI レミット支店の口座開設申込および利用をすることができるのは以下の要件をすべて満たすお客さまとします。
 - (1) 満18歳以上の個人のお客さま
 - (2) 外為法および所得税法における日本の居住者であるお客さま
 - (3) 実特法(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律)における特定居住地位国が日本のみであるお客さま
 - (4) 口座開設時に SBI レミット株式会社(以下「SBI レミット」といいます。)が提供する国際送金サービスに係る代理店である監理団体に所属する技能実習生、または、同サービスに係る代理店である登録支援機関に所属する特定技能外国人であるお客さま
 - (5) SBI レミットの国際送金サービスに係るサービス会員であるお客さま
2. お客さまは、当社の他の支店に代表口座を保有する場合は、SBI レミット支店の口座開設はできず、SBI レミット支店に代表口座を保有する場合は、当社の他の支店で代表口座を開設することはできないものとします。なお、お客さまが SBI レミットの国際送金サービスに係るサービス会員でなくなった場合は、お客さまが SBI レミット支店に保有する預金口座を解約させていただきます。

第3条(取引方法)

SBI レミット支店における当社との取引方法は、銀行取引規定第2条の定めるところによりますが、端末を通じたインターネット経由による取引については、原則として、SBI レミットが提供するスマートフォンアプリ「SBI Remit」を介し、同アプリ専用の当社 WEB サイトにアクセスする方法によるのみご利用いただけます。

当社所定の場合を除き、当社が一般的に提供する当社 WEB サイトにアクセスすることによってはお取引いただけません。

第4条(口座開設方法)

銀行取引規定第5条第1項の定めにかかわらず、お客さまは、SBIレミット支店との取引にあたっては、前条に定めるSBI Remit 専用のWEBサイトにアクセスし、所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の各規定を承認し、同意事項に同意のうえ、必要事項をSBIレミットを介して当社に伝達することにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

第5条(提供サービスの範囲)

SBIレミット支店にてご利用いただける商品もしくはサービスまたは特典等の付与(キャンペーンの実施を含みます。以下同じ。)は、当社WEBサイトにおいて掲示する当社所定のものに限られ、他の支店で提供する商品もしくはサービスまたは特典等の付与の範囲とは異なります。なお、円普通預金規定第2条第1項および第2条の2の定めにかかわらず、SBIレミット支店においては、外貨送金受取サービスをご利用いただくことはできません。また、銀行取引規定第3条第1項の定めにかかわらず、SBIレミット支店の預金からの振込は、SBIレミット支店に開設された預金口座に対してのみ行うことができるものとします。

第6条(取扱時間)

銀行取引規定第14条に定めるほか、SBIレミット支店のご利用においては、SBI Remit のシステム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、SBIレミット支店におけるバンキングサービスの提供を一時停止、または中止することがあります。

第7条(代表口座、目的別口座)

1. 代表口座

銀行取引規定第4条第1項の定めにかかわらず、SBIレミット支店において、代表口座は、円普通預金についてのみ開設されるものとし、代表口座円普通預金口座においては、当座貸越およびカードローン取引を行うことはできないものとします。

2. 目的別口座

銀行取引規定第4条第2項の定めにかかわらず、当社所定の場合を除き、SBIレミット支店において、目的別口座は、提供いたしません。

第8条(届出事項の変更)

1. 銀行取引規定第16条第1項の定めにかかわらず、氏名、住所、在留期間満了日、その他当社に対する届出事項を変更する場合または変更があった場合には、SBIレミット所定の方法で、速やかにSBIレミットが提供する国際送金サービスに係る届出事項の変更手続きを行ってください。
2. 当社は、前項の定めに従い、SBIレミットが提供する国際送金サービスに係る届出事項が変更された場合、同社から当該変更後の届出事項を受領し、当社に対する届出事項の変更をいたします。

第9条(銀行取引画面・各規定の多言語翻訳)

1. SBI Remit 専用のWEBサイトにおいて表示される銀行取引画面ならびに銀行取引規定および本

特約その他SBIレミット支店に適用される各規定については、日本語を正文とします。これらの銀行取引画面・各規定については、お客様の選択に基づき、外部サービスと連携して日本語以外の言語への機械翻訳を提供しますが、機械翻訳であるため翻訳品質の保証はできず、あくまで理解促進のための補助的機能であるため、当該翻訳後の内容と日本語の銀行取引画面・各規定の間で解釈等につき相違が生じた場合、日本語の銀行取引画面・各規定が優先するものとし、機械翻訳の利用の結果について当社は責任を負いかねます。

2. 前項に基づき機械翻訳を提供する言語は、以下の8言語といたします。
英語、中国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ミャンマー語、カンボジア語
3. お客様の選択に基づかず、機械的に、第1項の機械翻訳機能を利用する行為等、機械翻訳機能に対してプログラムを使用する行為を禁止します。
4. 前項に違反した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、ただちにお客様と当社との取引の全部または一部を停止することができます。また、前項に違反したことにより、当社に対して損害を生じさせた場合、お客様は、当社に対して、当該損害を賠償するものとします。
5. 当社は、お客様に事前に通知することなく、第1項の機械翻訳機能の全部または一部を追加、変更または終了することがあります。また、当社は、サービス運営上の都合により、第1項の機械翻訳機能の全部または一部を一時的に停止することがあります。

第10条(取引の制限)

銀行取引規定第19条第3項に定める場合のほか、お客様がSBIレミット支店に保有する口座に対する一月あたり(毎月15日から翌月14日までの間とします。)の、振込による合計入金回数もしくは、合計入金額、またはATMによる合計入金額が、当社所定の上限入金回数または入金額に達した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、ただちにお客様と当社との取引の全部または一部を停止することができます。

第11条(口座解約後の残金の振替)

1. SBIレミットから、お客様が帰国した旨の連絡を当社が受領した場合、当社は、お客様と当社との取引の全部または一部を停止し、お客様がSBIレミット支店に保有する代表口座の残金について、SBIレミットの所定の預金口座に振替を行ったうえで、当該代表口座を解約いたします。
2. 前項の定めに従い、当社がSBIレミット所定の預金口座へ振替を行い、お客様がSBIレミット支店に保有する代表口座を解約することで、当社はおお客様に対するすべての責任を免れるものとします。

第12条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイト(<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>)において公表するほか、必要があるとき

には、その他相当な方法で周知した上で、本特約を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本特約に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上